

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第1報)

(注) この第1報は、初版本(平成28年3月25日発行)のみ該当します。(第2版:平成28年4月21日発行については、補正済みです。)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成28年3月18日 厚生労働省告示第72号 複数手術に係る費用の特例
- ・平成28年3月25日 保医発0325第6号 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
- ・平成28年3月31日 医療課事務連絡 平成28年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び官報掲載事項の一部訂正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考																																						
早72		上から9行目	(人事院規則で定める地域に準じる地域) <table border="1"> <tr><td>茨城県</td><td>阿見町、稲敷市、利根町、つくばみらい市</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>八千代市、四街道市</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>小金井市、羽村市、日の出町、桧原村、奥多摩町</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>東海市、日進市、東郷町</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>八幡市</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>豊能町、島本町、摂津市、四条畷市</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>川西市、猪名川町</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>川西町、生駒市</td></tr> <tr><td>広島県</td><td>安芸郡府中町</td></tr> </table>	茨城県	阿見町、稲敷市、利根町、つくばみらい市	千葉県	八千代市、四街道市	東京都	小金井市、羽村市、日の出町、桧原村、奥多摩町	神奈川県	座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市	愛知県	東海市、日進市、東郷町	京都府	八幡市	大阪府	豊能町、島本町、摂津市、四条畷市	兵庫県	川西市、猪名川町	奈良県	川西町、生駒市	広島県	安芸郡府中町	(人事院規則で定める地域に準じる地域) <table border="1"> <tr><td>茨城県</td><td>阿見町、稲敷市、利根町、つくばみらい市</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>八千代市、四街道市</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>小金井市、羽村市、日の出町、桧原村、奥多摩町</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>東海市、日進市、東郷町</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>八幡市</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>豊能町、島本町、摂津市、四条畷市</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>川西市、猪名川町</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>川西町、生駒市</td></tr> </table>	茨城県	阿見町、稲敷市、利根町、つくばみらい市	千葉県	八千代市、四街道市	東京都	小金井市、羽村市、日の出町、桧原村、奥多摩町	神奈川県	座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市	愛知県	東海市、日進市、東郷町	京都府	八幡市	大阪府	豊能町、島本町、摂津市、四条畷市	兵庫県	川西市、猪名川町	奈良県	川西町、生駒市	字句挿入
茨城県	阿見町、稲敷市、利根町、つくばみらい市																																										
千葉県	八千代市、四街道市																																										
東京都	小金井市、羽村市、日の出町、桧原村、奥多摩町																																										
神奈川県	座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市																																										
愛知県	東海市、日進市、東郷町																																										
京都府	八幡市																																										
大阪府	豊能町、島本町、摂津市、四条畷市																																										
兵庫県	川西市、猪名川町																																										
奈良県	川西町、生駒市																																										
広島県	安芸郡府中町																																										
茨城県	阿見町、稲敷市、利根町、つくばみらい市																																										
千葉県	八千代市、四街道市																																										
東京都	小金井市、羽村市、日の出町、桧原村、奥多摩町																																										
神奈川県	座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市																																										
愛知県	東海市、日進市、東郷町																																										
京都府	八幡市																																										
大阪府	豊能町、島本町、摂津市、四条畷市																																										
兵庫県	川西市、猪名川町																																										
奈良県	川西町、生駒市																																										
早77	左	下から7行目	16 喘息治療管理料 1 喘息治療管理料1 喘息1	16 喘息治療管理料 喘息 1 喘息治療管理料1	字句訂正																																						
早78	左	上から1行目	2 喘息治療管理料2 喘息2	2 喘息治療管理料2	字句挿入																																						
早79	左	下から1行目	27 糖尿病透析予防指導管理料 腎不全期患者指導加算 腎不期	27 糖尿病透析予防指導管理料 腎不全期患者指導加算	字句挿入																																						
早81	左	下から1行目	B001-2-10 認知症地域包括診療料 認地包	B001-2-10 認知症地域包括診療料	字句挿入																																						
早82	左	上から1行目	B001-2-11 小児かかりつけ診療料(1日につき) 1 処方せんを交付する場合 イ 初診時 児か外初 ロ 再診時 児か外再 2 処方せんを交付しない場合 イ 初診時 児か内初 ロ 再診時 児か内再	B001-2-11 小児かかりつけ診療料(1日につき) 1 処方せんを交付する場合 イ 初診時 ロ 再診時 2 処方せんを交付しない場合 イ 初診時 ロ 再診時	字句挿入																																						

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早82	左	下から4行目	B001-3-2 ニコチン依存症管理料 1 初回 2 2回目から4回目まで 3 5回目 施設基準適合保険医療機関において、ニコチン依存症の外来患者に対し、12週間にわたり計5回の禁煙治療を行った場合に算定する スパイログラフィー等検査の呼気ガス分析の費用は、所定点数にふくまれる 基準を満たさない場合 ニコ減 厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ100分の70に相当する点数により算定する 【厚生労働大臣が定める基準】 過去1年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が2回以上であること	B001-3-2 ニコチン依存症管理料 1 初回 2 2回目から4回目まで 3 5回目 施設基準適合保険医療機関において、ニコチン依存症の外来患者に対し、12週間にわたり計5回の禁煙治療を行った場合に算定する スパイログラフィー等検査の呼気ガス分析の費用は、所定点数にふくまれる	字句挿入
早87	左	上から3行目	B005-6-3 がん治療連携管理料 1 がん診療連携拠点病院の場合 がん管1 2 地域がん診療病院の場合 がん管2 3 小児がん拠点病院の場合 がん管3	B005-6-3 がん治療連携管理料 がん管 1 がん診療連携拠点病院の場合 2 地域がん診療病院の場合 3 小児がん拠点病院の場合	字句訂正
早87	左	上から9行目	B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料 外がん連	B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料	字句挿入
早88	左	上から5行目	B005-9 排尿自立指導料 排自	B005-9 排尿自立指導料	字句挿入
早89	左	上から1行目	B007-2 退院後訪問指導料 訪問看護同行加算 退後 退訪同	B007-2 退院後訪問指導料 訪問看護同行加算	字句挿入
早89	左	上から3行目	B008 薬剤管理指導料 1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者の場合 薬管1 2 1以外の患者の場合 薬管2 麻薬管理指導加算 麻加	B008 薬剤管理指導料 1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者の場合 薬管 2 2 1以外の患者の場合 薬管 3 麻薬管理指導加算 麻加	字句訂正

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早89	左	下から7行目	B008-2 薬剤総合評価調整管理料 薬総評管	B008-2 薬剤総合評価調整管理料	字句挿入
早90	左	上から10行目	B009 診療情報提供料(I) 地域連携診療計画加算 情地連診 検査・画像情報提供加算 情検画	B009 診療情報提供料(I) 地域連携診療計画加算 検査・画像情報提供加算	字句挿入
早118	左	上から10行目	C000 往診料 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であつて別に厚生労働大臣が定めるものの保険医の場合 在支援 又は 在支病	C000 往診料 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であつて別に厚生労働大臣が定めるものの保険医の場合	字句挿入
早121	左	上から9行目	C002 在宅時医学総合管理料 頻回訪問加算 頻訪加算	C002 在宅時医学総合管理料 頻回訪問加算	字句挿入
早122	左	下から6行目	C002-2 施設入居時等医学総合管理料 頻回訪問加算 頻訪加算	C002-2 施設入居時等医学総合管理料 頻回訪問加算	字句挿入
早128	左	下から3行目	C007 訪問看護指示料 衛生材料等提供加算 衛材提供	C007 訪問看護指示料 衛生材料等提供加算	字句挿入
早132	左	上から3行目	C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料1 持呼1 2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2 持呼2	C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 持呼 1 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料1 2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2	字句訂正
早134	左	下から15行目	C163 特殊カテーテル加算 1 間歇導尿用デイスポーザブルカテーテル カ イ 親水性コーティングを有するもの ロ イ以外のもの 2 間歇バルーンカテーテル バ	C163 特殊カテーテル加算 1 間歇導尿用デイスポーザブルカテーテル イ 親水性コーティングを有するもの ロ イ以外のもの 2 間歇バルーンカテーテル	字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早134	左	下から5行目	C165 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算 1 ASVを使用した場合 持呼加1 2 CPAPを使用した場合 持呼加2	C165 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算 1 ASVを使用した場合 2 CPAPを使用した場合	字句挿入
早135	左	下から3行目	C168-2 携帯型精密ネブライザー加算 精ホ	C168-2 携帯型精密ネブライザー加算	字句挿入
早255		上から4行目	最終改正 平成28年3月18日厚生労働省告示第72号	最終改正 平成26年3月19日厚生労働省告示第87号	字句訂正
早255	左	下から6行目	K022 組織拡張器による再建手術(一連につき) 1 乳房(再建手術)の場合 K476 乳腺悪性腫瘍手術(単純乳房切除術(乳腺全摘術)、乳房切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)、乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの、 乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの) に限る。)	K022 組織拡張器による再建手術(一連につき) 1 乳房(再建手術)の場合 K476 乳腺悪性腫瘍手術(単純乳房切除術(乳腺全摘術)、乳房切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)及び 乳房切除術(腋窩鎖骨下部腋窩を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの)に限る。)	字句訂正
早257	左	下から3行目	K476-4 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房接受術) K476 乳腺悪性腫瘍手術(単純乳房切除術(乳腺全摘術)、乳房切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)、乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの、 乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの) に限る。)	K476-4 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房接受術) K476 乳腺悪性腫瘍手術(単純乳房切除術(乳腺全摘術)、乳房切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)及び 乳房切除術(腋窩鎖骨下部腋窩を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの)に限る。)	字句訂正
早258	左	上から1行目	K511 肺切除術 K527 食道悪性腫瘍術(単に切除のものもの) K529 食道悪性腫瘍術(消化管再建手術を併施するもの) K552 冠動脈、大動脈バイパス移植術 K552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの) K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む) K560-2 オープン型ステントグラフト内挿術	K511 肺切除術 K527 食道悪性腫瘍術(単に切除のものもの) K529 食道悪性腫瘍術(消化管再建手術を併施するもの) K552 冠動脈、大動脈バイパス移植術 K552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの) K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む)	字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考												
早258	左	上から7行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">K552 冠動脈、大動脈バイパス移植術</td> <td>K554 弁形成術</td> </tr> <tr> <td>K555 弁置換術</td> </tr> <tr> <td>K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)</td> </tr> <tr> <td>K561 スtentグラフト内挿術</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>K560-2 オープン型stentグラフト内挿術</u></td> </tr> </table>	K552 冠動脈、大動脈バイパス移植術	K554 弁形成術	K555 弁置換術	K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)	K561 スtentグラフト内挿術	<u>K560-2 オープン型stentグラフト内挿術</u>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">K552 冠動脈、大動脈バイパス移植術</td> <td>K554 弁形成術</td> </tr> <tr> <td>K555 弁置換術</td> </tr> <tr> <td>K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)</td> </tr> <tr> <td>K561 スtentグラフト内挿術</td> </tr> </table>	K552 冠動脈、大動脈バイパス移植術	K554 弁形成術	K555 弁置換術	K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)	K561 スtentグラフト内挿術	字句挿入
K552 冠動脈、大動脈バイパス移植術	K554 弁形成術																
	K555 弁置換術																
	K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)																
	K561 スtentグラフト内挿術																
<u>K560-2 オープン型stentグラフト内挿術</u>																	
K552 冠動脈、大動脈バイパス移植術	K554 弁形成術																
	K555 弁置換術																
	K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)																
	K561 スtentグラフト内挿術																
早258	左	上から8行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">K552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)</td> <td>K554 弁形成術</td> </tr> <tr> <td>K555 弁置換術</td> </tr> <tr> <td>K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)</td> </tr> <tr> <td>K561 スtentグラフト内挿術</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>K560-2 オープン型stentグラフト内挿術</u></td> </tr> </table>	K552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)	K554 弁形成術	K555 弁置換術	K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)	K561 スtentグラフト内挿術	<u>K560-2 オープン型stentグラフト内挿術</u>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">K552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)</td> <td>K554 弁形成術</td> </tr> <tr> <td>K555 弁置換術</td> </tr> <tr> <td>K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)</td> </tr> <tr> <td>K561 スtentグラフト内挿術</td> </tr> </table>	K552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)	K554 弁形成術	K555 弁置換術	K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)	K561 スtentグラフト内挿術	字句挿入
K552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)	K554 弁形成術																
	K555 弁置換術																
	K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)																
	K561 スtentグラフト内挿術																
<u>K560-2 オープン型stentグラフト内挿術</u>																	
K552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)	K554 弁形成術																
	K555 弁置換術																
	K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)																
	K561 スtentグラフト内挿術																
早258	左	上から10行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む)(<u>上行大動脈(大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。)</u>並びに<u>上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術(大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。)</u>を除く。)</td> <td>K554 弁形成術</td> </tr> <tr> <td>K555 弁置換術</td> </tr> </table>	K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む)(<u>上行大動脈(大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。)</u> 並びに <u>上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術(大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。)</u> を除く。)	K554 弁形成術	K555 弁置換術	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む)</td> <td>K554 弁形成術</td> </tr> <tr> <td>K555 弁置換術</td> </tr> </table>	K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む)	K554 弁形成術	K555 弁置換術	字句挿入						
K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む)(<u>上行大動脈(大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。)</u> 並びに <u>上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術(大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。)</u> を除く。)	K554 弁形成術																
	K555 弁置換術																
K560 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む)	K554 弁形成術																
	K555 弁置換術																

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考																
早258	左	下から5行目	<table border="1"> <tr> <td><u>K560-2 オープン型 ステントグラフト内 挿術(上行大動脈及 び弓部大動脈の同 時手術(大動脈弁置 換術又は形成術を 伴うもの及び人工 弁置換術を伴う大動 脈基部置換術に限 る。)を除く。)</u></td> <td>K554 弁形成術</td> </tr> <tr> <td></td> <td>K555 弁置換術</td> </tr> <tr> <td><u>K561 ステントグラフト 内挿術 1 胸部大 動脈</u></td> <td>K614 血管移植術、バイパス移植術 4頭、 頸部動脈</td> </tr> </table>	<u>K560-2 オープン型 ステントグラフト内 挿術(上行大動脈及 び弓部大動脈の同 時手術(大動脈弁置 換術又は形成術を 伴うもの及び人工 弁置換術を伴う大動 脈基部置換術に限 る。)を除く。)</u>	K554 弁形成術		K555 弁置換術	<u>K561 ステントグラフト 内挿術 1 胸部大 動脈</u>	K614 血管移植術、バイパス移植術 4頭、 頸部動脈		新規挿入										
<u>K560-2 オープン型 ステントグラフト内 挿術(上行大動脈及 び弓部大動脈の同 時手術(大動脈弁置 換術又は形成術を 伴うもの及び人工 弁置換術を伴う大動 脈基部置換術に限 る。)を除く。)</u>	K554 弁形成術																				
	K555 弁置換術																				
<u>K561 ステントグラフト 内挿術 1 胸部大 動脈</u>	K614 血管移植術、バイパス移植術 4頭、 頸部動脈																				
早258	左	下から4行目	<table border="1"> <tr> <td>K570-3 経皮的肺 動脈形成術</td> <td>K615 血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)</td> </tr> </table>	K570-3 経皮的肺 動脈形成術	K615 血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)	<table border="1"> <tr> <td>K570-3 経皮的肺 動脈形成術</td> <td>K615 血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管)</td> </tr> </table>	K570-3 経皮的肺 動脈形成術	K615 血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管)	字句挿入												
K570-3 経皮的肺 動脈形成術	K615 血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)																				
K570-3 経皮的肺 動脈形成術	K615 血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管)																				
早258	左	下から2行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">K617-5 内視鏡下 下肢静脈瘤不全 穿通枝切離術</td> <td>K617 下肢静脈瘤手術</td> </tr> <tr> <td>K617-2 大伏在静脈抜去術</td> </tr> <tr> <td>K617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術</td> </tr> </table>	K617-5 内視鏡下 下肢静脈瘤不全 穿通枝切離術	K617 下肢静脈瘤手術	K617-2 大伏在静脈抜去術	K617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">K617-5 内視鏡下 下肢静脈瘤不全 穿通枝切離術</td> <td>K617 下肢静脈瘤手術</td> </tr> <tr> <td>K617-2 大伏在静脈抜去手術</td> </tr> <tr> <td><u>K617-3 静脈瘤切除術(下肢以外)</u></td> </tr> <tr> <td>K617-4 下肢静脈流血管内焼灼術</td> </tr> </table>	K617-5 内視鏡下 下肢静脈瘤不全 穿通枝切離術	K617 下肢静脈瘤手術	K617-2 大伏在静脈抜去手術	<u>K617-3 静脈瘤切除術(下肢以外)</u>	K617-4 下肢静脈流血管内焼灼術	字句訂正							
K617-5 内視鏡下 下肢静脈瘤不全 穿通枝切離術	K617 下肢静脈瘤手術																				
	K617-2 大伏在静脈抜去術																				
	K617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術																				
K617-5 内視鏡下 下肢静脈瘤不全 穿通枝切離術	K617 下肢静脈瘤手術																				
	K617-2 大伏在静脈抜去手術																				
	<u>K617-3 静脈瘤切除術(下肢以外)</u>																				
	K617-4 下肢静脈流血管内焼灼術																				
早259	左	上から1行目	<table border="1"> <tr> <td><u>K654-2 胃局所切 除術</u></td> <td><u>K672 胆嚢摘出術</u></td> </tr> </table>	<u>K654-2 胃局所切 除術</u>	<u>K672 胆嚢摘出術</u>		新規挿入														
<u>K654-2 胃局所切 除術</u>	<u>K672 胆嚢摘出術</u>																				
早259	左	上から2行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">K655 胃切除術</td> <td>K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入 を含む。)</td> </tr> <tr> <td>K672 胆嚢摘出術</td> </tr> <tr> <td>K695 肝切除術</td> </tr> <tr> <td>K702 臍体尾部腫瘍切除術 1 臍尾部切除術 の場合</td> </tr> <tr> <td>K711 脾摘出術</td> </tr> <tr> <td>K716 小腸切除術</td> </tr> <tr> <td>K719 結腸切除術</td> </tr> </table>	K655 胃切除術	K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入 を含む。)	K672 胆嚢摘出術	K695 肝切除術	K702 臍体尾部腫瘍切除術 1 臍尾部切除術 の場合	K711 脾摘出術	K716 小腸切除術	K719 結腸切除術	<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">K655 胃切除術</td> <td>K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入 を含む。)</td> </tr> <tr> <td>K672 胆嚢摘出術</td> </tr> <tr> <td>K695 肝切除術</td> </tr> <tr> <td>K702 臍体尾部腫瘍切除術 1 臍尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u>の場合</td> </tr> <tr> <td>K711 脾摘出術</td> </tr> <tr> <td>K716 小腸切除術</td> </tr> <tr> <td>K719 結腸切除術</td> </tr> </table>	K655 胃切除術	K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入 を含む。)	K672 胆嚢摘出術	K695 肝切除術	K702 臍体尾部腫瘍切除術 1 臍尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u> の場合	K711 脾摘出術	K716 小腸切除術	K719 結腸切除術	字句訂正
K655 胃切除術	K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入 を含む。)																				
	K672 胆嚢摘出術																				
	K695 肝切除術																				
	K702 臍体尾部腫瘍切除術 1 臍尾部切除術 の場合																				
	K711 脾摘出術																				
	K716 小腸切除術																				
	K719 結腸切除術																				
K655 胃切除術	K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入 を含む。)																				
	K672 胆嚢摘出術																				
	K695 肝切除術																				
	K702 臍体尾部腫瘍切除術 1 臍尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u> の場合																				
	K711 脾摘出術																				
	K716 小腸切除術																				
	K719 結腸切除術																				

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考																
早259	左	上から4行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">K655-4 噴門側胃 切除術</td> <td>K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)</td> </tr> <tr> <td>K672 胆嚢摘出術</td> </tr> <tr> <td>K695 肝切除術</td> </tr> <tr> <td>K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術の場合</td> </tr> <tr> <td>K711 脾摘出術</td> </tr> <tr> <td>K716 小腸切除術</td> </tr> <tr> <td>K719 結腸切除術</td> </tr> </table>	K655-4 噴門側胃 切除術	K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)	K672 胆嚢摘出術	K695 肝切除術	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術の場合	K711 脾摘出術	K716 小腸切除術	K719 結腸切除術	<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">K655-4 噴門側胃 切除術</td> <td>K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)</td> </tr> <tr> <td>K672 胆嚢摘出術</td> </tr> <tr> <td>K695 肝切除術</td> </tr> <tr> <td>K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u>の場合</td> </tr> <tr> <td>K711 脾摘出術</td> </tr> <tr> <td>K716 小腸切除術</td> </tr> <tr> <td>K719 結腸切除術</td> </tr> </table>	K655-4 噴門側胃 切除術	K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)	K672 胆嚢摘出術	K695 肝切除術	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u> の場合	K711 脾摘出術	K716 小腸切除術	K719 結腸切除術	字句訂正
K655-4 噴門側胃 切除術	K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)																				
	K672 胆嚢摘出術																				
	K695 肝切除術																				
	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術の場合																				
	K711 脾摘出術																				
	K716 小腸切除術																				
	K719 結腸切除術																				
K655-4 噴門側胃 切除術	K671 胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)																				
	K672 胆嚢摘出術																				
	K695 肝切除術																				
	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u> の場合																				
	K711 脾摘出術																				
	K716 小腸切除術																				
	K719 結腸切除術																				
早259	左	下から5行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">K657 胃全摘術</td> <td>K672 胆嚢摘出術</td> </tr> <tr> <td>K695 肝切除術</td> </tr> <tr> <td>K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術の場合</td> </tr> <tr> <td>K711 脾摘出術</td> </tr> <tr> <td>K716 小腸切除術</td> </tr> <tr> <td>K719 結腸切除術</td> </tr> </table>	K657 胃全摘術	K672 胆嚢摘出術	K695 肝切除術	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術の場合	K711 脾摘出術	K716 小腸切除術	K719 結腸切除術	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">K657 胃全摘術</td> <td>K672 胆嚢摘出術</td> </tr> <tr> <td>K695 肝切除術</td> </tr> <tr> <td>K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u>の場合</td> </tr> <tr> <td>K711 脾摘出術</td> </tr> <tr> <td>K716 小腸切除術</td> </tr> <tr> <td>K719 結腸切除術</td> </tr> </table>	K657 胃全摘術	K672 胆嚢摘出術	K695 肝切除術	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u> の場合	K711 脾摘出術	K716 小腸切除術	K719 結腸切除術	字句訂正		
K657 胃全摘術	K672 胆嚢摘出術																				
	K695 肝切除術																				
	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術の場合																				
	K711 脾摘出術																				
	K716 小腸切除術																				
	K719 結腸切除術																				
K657 胃全摘術	K672 胆嚢摘出術																				
	K695 肝切除術																				
	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u> の場合																				
	K711 脾摘出術																				
	K716 小腸切除術																				
	K719 結腸切除術																				
早261	左	下から1行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">K773 腎(尿管)悪性 腫瘍手術</td> <td>K619 静脈血栓摘出術</td> </tr> <tr> <td>K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術の場合</td> </tr> <tr> <td>K711 脾摘出術</td> </tr> <tr> <td>K716 小腸切除術</td> </tr> <tr> <td>K719 結腸切除術</td> </tr> <tr> <td>K740 直腸切除・切断術</td> </tr> </table>	K773 腎(尿管)悪性 腫瘍手術	K619 静脈血栓摘出術	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術の場合	K711 脾摘出術	K716 小腸切除術	K719 結腸切除術	K740 直腸切除・切断術	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">K773 腎(尿管)悪性 腫瘍手術</td> <td>K619 静脈血栓摘出術</td> </tr> <tr> <td>K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u>の場合</td> </tr> <tr> <td>K711 脾摘出術</td> </tr> <tr> <td>K716 小腸切除術</td> </tr> <tr> <td>K719 結腸切除術</td> </tr> <tr> <td>K740 直腸切除・切断術</td> </tr> </table>	K773 腎(尿管)悪性 腫瘍手術	K619 静脈血栓摘出術	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u> の場合	K711 脾摘出術	K716 小腸切除術	K719 結腸切除術	K740 直腸切除・切断術	字句訂正		
K773 腎(尿管)悪性 腫瘍手術	K619 静脈血栓摘出術																				
	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術の場合																				
	K711 脾摘出術																				
	K716 小腸切除術																				
	K719 結腸切除術																				
	K740 直腸切除・切断術																				
K773 腎(尿管)悪性 腫瘍手術	K619 静脈血栓摘出術																				
	K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術 <u>(腫瘍摘出術を含む。)</u> の場合																				
	K711 脾摘出術																				
	K716 小腸切除術																				
	K719 結腸切除術																				
	K740 直腸切除・切断術																				
早262	左	上から4行目	<table border="1"> <tr> <td>K819 尿道下裂 形成手術</td> <td>K836 停留精巣固定術</td> </tr> </table>	K819 尿道下裂 形成手術	K836 停留精巣固定術	<table border="1"> <tr> <td>K819 尿道下裂 形成術</td> <td>K836 停留精巣固定術</td> </tr> </table>	K819 尿道下裂 形成術	K836 停留精巣固定術	字句訂正												
K819 尿道下裂 形成手術	K836 停留精巣固定術																				
K819 尿道下裂 形成術	K836 停留精巣固定術																				

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考		
早262	左	上から5行目	K863 腹腔鏡下子宮 内膜症病巣除去 術	K886 子宮附属器癒着剥離術(両側) 2 腹腔鏡 によるもの	K863 腹腔鏡下子宮 内膜症病巣除去 手術	K886 子宮附属器癒着剥離術(両側) 1 開腹 によるもの	字句訂正
早288		上から15行 目	別表第9の8 その他別表第9の4から別表第9の7までに規定する患者 又は廃用症候群リ ハビリテーション料に規定する患者 であって、リハビリテーションを継続して行 うことが必要であると医学的に認められるもの	別表第9の8 その他別表第9の4から別表第9の7までに規定する患者であって、リハビリ テーションを継続して行うことが必要であると医学的に認められるもの			字句挿入
早289		下から3行目	別表第10の2の3 別表第9の5若しくは別表第10の2に掲げる患者 又は廃用症候群リハビリ テーション料に規定する患者 であって、言語・聴覚機能の障害を有するもの	別表第10の2の3 別表第9の5又は別表第10の2に掲げる患者であって、言語・聴覚機能の障 害を有するもの			字句挿入
120	左	下から8行目	A246 退院支援加算 注3 イ 当該保険医療機関に入院している患者であって、区分番号 A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A302-2 に掲げる新生児 集中治療室 管理料を算定したことがあるもの(第1節 の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院 料のうち、退院支援加算3を算定できるものを現に算定している患者 に限る。)に対して、退院支援計画を作成し、退院支援を行った場合	A246 退院支援加算 注3 イ 当該保険医療機関に入院している患者であって、区分番号 A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A302-2 に掲げる新生児 治療回復室入院医療 管理料を算定したことがあるも の(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の 特定入院料のうち、退院支援加算3を算定できるものを現に算定して いる患者に限る。)に対して、退院支援計画を作成し、退院支援を 行った場合			字句訂正
120	右	下から10行目	A246 退院支援加算 (5) 退院支援計画を実施するに当たって、退院支援加算1にあつては、 入院後7日以内に病棟の看護師 及び 病棟に専任の退院支援職員 並 びに 退院支援部門の看護師 及び 社会福祉士等が共同してカンファ レンスを実施する。また、退院支援加算2にあつても、できるだけ早期 に病棟の看護師及び退院支援部門の看護師並びに社会福祉士等 が共同してカンファレンスを実施する。なお、カンファレンスの実施に 当たっては、必要に応じてその他の関係職種が参加すること。	A246 退院支援加算 (5) 退院支援計画を実施するに当たって、退院支援加算1にあつては、 入院後7日以内に病棟の看護師、病棟に専任の退院支援職員 及び 退院支援部門の看護師 並びに 社会福祉士等が共同してカンファレン スを実施する。また、退院支援加算2にあつても、できるだけ早期に病 棟の看護師及び退院支援部門の看護師並びに社会福祉士等が共 同してカンファレンスを実施する。なお、カンファレンスの実施に当 たつては、必要に応じてその他の関係職種が参加すること。			字句訂正
156	右	上から12行目	A310 緩和ケア病棟入院料 (3) 悪性腫瘍の患者及び後天性免疫不全症候群の患者以外の患者 が、当該病棟に入院した場合には、一般病棟入院基本料の特別入 院基本料を算定する。この際、同特別入院基本料の費用の請求につ いては、区分「A308」の回復期リハビリテーション病棟 入院料 の(4)と 同様である。	A310 緩和ケア病棟入院料 (3) 悪性腫瘍の患者及び後天性免疫不全症候群の患者以外の患者 が、当該病棟に入院した場合には、一般病棟入院基本料の特別入 院基本料を算定する。この際、同特別入院基本料の費用の請求につ いては、区分「A308」の回復期リハビリテーション病棟の(4)と同様であ る。			字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
157	左	上から6行目	A310 緩和ケア病棟入院料 注3 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算及び退院支援加算(1のイに限る。)、第2章第2部第2節 在宅療養指導管理料 、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料及び第12部放射線治療、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料、区分番号C108-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。	A310 緩和ケア病棟入院料 注3 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算及び退院支援加算(1のイに限る。)、第2章第2部第2節 在宅療養管理指導料 、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料及び第12部放射線治療、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料、区分番号C108-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。	字句訂正
160	右	下から11行目	A311-2 精神科急性期治療病棟入院料 (7) 当該入院料の算定対象となる患者は、区分「A311」精神科救急入院料の(6)の例による。 (8) 「注3」に規定する加算の算定に当たっては、区分「A311」精神科救急入院料の(7)から(9)までの例による。	A311-2 精神科急性期治療病棟入院料 (7) 当該入院料の算定対象となる患者は、区分「A311」精神科救急入院料の(5)の例による。 (8) 「注3」に規定する加算の算定に当たっては、区分「A311」精神科救急入院料の(6)から(8)までの例による。	字句訂正
209	右	下から14行目	B001-2 小児科外来診療料 (11) 本診療料を算定する保険医療機関の保険医が「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)に定める「配置医師」であり、それぞれの配置されている施設に赴き行った診療については、本診療料は算定できないが、それぞれの診療行為に係る所定点数により算定できる。	B001-2 小児科外来診療料 (11) 本診療料を算定する旨を届け出た保険医療機関の保険医が「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)に定める「配置医師」であり、それぞれの配置されている施設に赴き行った診療については、本診療料は算定できないが、それぞれの診療行為に係る所定点数により算定できる。	字句削除

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
271	右	下から5行目	<p>C002 在宅時医学総合管理料、C002-2 施設入居時等医学総合管理料</p> <p>(9) 当該患者について在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料が算定されている月において、区分「B000」特定疾患療養管理料、区分「B001」の「4」小児特定疾患カウンセリング料、同区分の「5」小児科療養指導料、同区分の「6」てんかん指導料、同区分の「7」難病外来指導管理料、同区分の「8」皮膚科特定疾患指導管理料、同区分の「18」小児悪性腫瘍患者指導管理料、同区分の「27」糖尿病透析予防指導管理料、区分「B001-3」生活習慣病管理料、区分「C007」の注3に規定する衛生材料等提供加算、区分「C109」在宅寝たきり患者処置指導管理料、区分「I012-2」の注3に規定する衛生材料等提供加算、区分「J000」創傷処置、区分「J001-7」爪甲除去、区分「J001-8」穿刺排膿後薬液注入、区分「J018」喀痰吸引、区分「J018-3」干渉低周波去痰器による喀痰排出、区分「J043-3」ストーマ処置、区分「J053」皮膚科軟膏処置、区分「J060」膀胱洗浄、区分「J060-2」後部尿道洗浄、区分「J063」留置カテーテル設置、区分「J064」導尿、区分「J118」介達牽引、区分「J118-2」矯正固定、区分「J118-3」変形機械矯正術、区分「J119」消炎鎮痛等処置、区分「J119-2」腰部又は胸部固定帯固定、区分「J119-3」低出力レーザー照射、区分「J119-4」肛門処置及び区分「J120」鼻腔栄養は所定点数に含まれ、別に算定できない。なお、在宅での総合的な医学管理に当たって必要な薬剤(投薬に係るものを除く。)及び特定保険医療材料については、第3節薬剤料及び第4節特定保険医療材料において算定することができる。</p>	<p>C002 在宅時医学総合管理料、C002-2 施設入居時等医学総合管理料</p> <p>(9) 当該患者について在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料が算定されている月において、区分「B000」特定疾患療養管理料、区分「B001」の「4」小児特定疾患カウンセリング料、同区分の「5」小児科療養指導料、同区分の「6」てんかん指導料、同区分の「7」難病外来指導管理料、同区分の「8」皮膚科特定疾患指導管理料、同区分の「18」小児悪性腫瘍患者指導管理料、同区分の「27」糖尿病透析予防指導管理料、区分「B001-3」生活習慣病管理料、区分「C007」の注3に規定する衛生材料等提供加算、区分「C109」在宅寝たきり患者処置指導管理料、区分「I012-2」の注3に規定する衛生材料等提供加算、区分「J000」創傷処置、区分「J001-7」爪甲除去、区分「J001-8」穿刺排膿後薬液注入、区分「J018」喀痰吸引、区分「J018-3」干渉低周波去痰器による喀痰排出、区分「J043-3」ストーマ処置、区分「J053」皮膚科軟膏処置、区分「J060」膀胱洗浄、区分「J060-2」後部尿道洗浄、区分「J063」留置カテーテル設置、区分「J064」導尿、区分「J118」介達牽引、区分「J118-2」矯正固定、区分「J118-3」変形機械矯正術、区分「J119」消炎鎮痛等処置、区分「J119-2」腰部又は胸部固定帯固定、区分「J119-3」低出力レーザー照射及び区分「J119-4」肛門処置は所定点数に含まれ、別に算定できない。なお、在宅での総合的な医学管理に当たって必要な薬剤(投薬に係るものを除く。)及び特定保険医療材料については、第3節薬剤料及び第4節特定保険医療材料において算定することができる。</p>	字句訂正
344	右	下から5行目	<p>D001 尿中特殊物質定性定量検査</p> <p>(7) 蛋白質とクレアチンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、「18」のその他によるクレアチニン(尿)として算定し、その判断料は、区分「D026」検体検査判断料の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。</p>	<p>D001 尿中特殊物質定性定量検査</p> <p>(7) 蛋白質とクレアチンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、「17」のその他によるクレアチニン(尿)として算定し、その判断料は、区分「D026」検体検査判断料の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。</p>	字句訂正

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
413	右	下から6行目	<p>D215 超音波検査</p> <p>(10) 「3」の「ニ」胎児心エコー法は、胎児の心疾患が強く疑われた症例に対して、循環器内科、小児科又は産婦人科の経験を5年以上有する医師(胎児心エコー法を20症例以上経験している者に限る。)が診断を行う場合に算定する。その際、当該検査で得られた主な所見を診療録に記載すること。また、「4」の「イ」の胎児心音観察に係る費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。</p> <p>(11) 「3」の「ホ」負荷心エコー法には、負荷に係る費用が含まれており、また併せて行った区分「D211」トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査は別に算定できない。</p> <p>(12) 「4」の「イ」の末梢血管血行動態検査は、慢性動脈閉塞症の診断及び病態把握のために行った場合に算定する。</p> <p>(13) 「4」の「ロ」とは、経頭蓋骨的に連続波又はパルスドブラを用いて、ソノグラムを記録して血流の分析を行う場合をいう。</p> <p>(14) 「4」の「ハ」とは、パルスドブラにより脳内動脈の描出を行う場合をいう。</p>	<p>D215 超音波検査</p> <p>(10) <u>非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合は、本区分「3」の「ロ」により算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者のうち、腹腔鏡下手術(腹腔鏡下胆嚢摘出術及び腹腔鏡下虫垂切除術を除く。)が行われるものに対し、術中に非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合にのみ所定の点数を算定できる。なお、麻酔が困難な患者とは区分「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の(4)に掲げる者をいう。</u></p> <p>(11) <u>非侵襲的血行動態モニタリングは、その実施に当たり、動脈圧測定用カテーテル、サーモダイリュージョン用カテーテル、体外式連続心拍出量測定用センサー等を用いた侵襲的モニタリングが実施されている場合は、算定できない。</u></p> <p>(12) 「3」の「ニ」胎児心エコー法は、胎児の心疾患が強く疑われた症例に対して、循環器内科、小児科又は産婦人科の経験を5年以上有する医師(胎児心エコー法を20症例以上経験している者に限る。)が診断を行う場合に算定する。その際、当該検査で得られた主な所見を診療録に記載すること。また、「4」の「イ」の胎児心音観察に係る費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。</p> <p>(13) 「3」の「ホ」負荷心エコー法には、負荷に係る費用が含まれており、また併せて行った区分「D211」トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査は別に算定できない。</p> <p>(14) 「4」の「イ」の末梢血管血行動態検査は、慢性動脈閉塞症の診断及び病態把握のために行った場合に算定する。</p> <p>(15) 「4」の「ロ」とは、経頭蓋骨的に連続波又はパルスドブラを用いて、ソノグラムを記録して血流の分析を行う場合をいう。</p> <p>(16) 「4」の「ハ」とは、パルスドブラにより脳内動脈の描出を行う場合をいう。</p>	字句削除

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
			<p>(15) 「5」の算定は次の方法による。</p> <p>ア 検査を実施した後の縫合に要する費用は所定点数に含まれる。</p> <p>イ 本検査を、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査と併せて行った場合は、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査の所定点数に含まれる。</p> <p>ウ エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分「E400」フィルムの所定点数により算定する。</p> <p>エ 区分「D220」呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジオタコスコープの費用は、所定点数に含まれる。</p> <p>(16) 「注1」における「造影剤を使用した場合」とは、静脈内注射、動脈注射又は点滴注射により造影剤を使用し検査を行った場合をいう。また、「3」の心臓超音波検査においては、心筋虚血の診断を目的とした場合に算定できる。この場合、心筋シンチグラフィを同一月に実施した場合には主たるもののみ算定する。</p>	<p>(17) 「5」の算定は次の方法による。</p> <p>ア 検査を実施した後の縫合に要する費用は所定点数に含まれる。</p> <p>イ 本検査を、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査と併せて行った場合は、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査の所定点数に含まれる。</p> <p>ウ エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分「E400」フィルムの所定点数により算定する。</p> <p>エ 区分「D220」呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジオタコスコープの費用は、所定点数に含まれる。</p> <p>(18) 「注1」における「造影剤を使用した場合」とは、静脈内注射、動脈注射又は点滴注射により造影剤を使用し検査を行った場合をいう。また、「3」の心臓超音波検査においては、心筋虚血の診断を目的とした場合に算定できる。この場合、心筋シンチグラフィを同一月に実施した場合には主たるもののみ算定する。</p>	

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
420	右	下から13行目	<p>D223-2 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)</p> <p>(2) 区分「C103」在宅酸素療法指導管理料を算定している患者(これに係る在宅療養指導管理材料加算のみを算定している者を含み、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している短期入所中の者を除く。)については、終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)の費用は算定できない。</p>	<p>D223-2 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)</p> <p>(2) 区分「C103」在宅酸素療法指導管理料を算定している患者(これに係る在宅療養指導管理材料加算のみを算定している者を含み、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している短期入所中の者を除く。)については、経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は算定できない。</p>	字句挿入
566	右	下から15行目	<p>I002 通院・在宅精神療法</p> <p>(17) 「注6」に定める別に厚生労働大臣が定める要件は、特掲診療料の施設基準等別表第十の二の四に掲げるものを全て満たすものをいう。なお、その留意事項は以下のとおりである。</p>	<p>I002 通院・在宅精神療法</p> <p>(17) 「注6」に定める別に厚生労働大臣が定める要件は、特掲診療料の施設基準等別表第十の三に掲げるものを全て満たすものをいう。なお、その留意事項は以下のとおりである。</p>	字句訂正
568	右	上から7行目	<p>I002-2 精神科継続外来支援・指導料</p> <p>(2) 「注2」については、当該保険医療機関が、1回の処方において、抗不安薬を3種類以上、睡眠薬を3種類以上、抗うつ薬を3種類以上又は抗精神病薬を3種類以上投与(以下「向精神薬多剤投与」という。)した場合には、算定しない。ただし、区分「F100」処方料(3)のAの(イ)から(ハ)のいずれかに該当する場合、及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を投与する場合(ニ)に該当する場合は算定することができる。なお、この場合においては、診療報酬明細書の摘要欄に向精神薬多剤投与に該当するが、精神科継続外来支援・指導料を算定する理由を記載する。</p>	<p>I002-2 精神科継続外来支援・指導料</p> <p>(2) 「注2」については、当該保険医療機関が、1回の処方において、抗不安薬を3種類以上、睡眠薬を3種類以上、抗うつ薬を3種類以上又は抗精神病薬を3種類以上投与(以下「向精神薬多剤投与」という。)した場合には、算定しない。ただし、区分「F100」処方料(3)のAの(イ)から(ニ)のいずれかに該当する場合は算定することができる。なお、この場合においては、診療報酬明細書の摘要欄に向精神薬多剤投与に該当するが、精神科継続外来支援・指導料を算定する理由を記載する。</p>	字句訂正
			<p>(9) 「注5」に定める別に厚生労働大臣が定める要件は、特掲診療料の施設基準等別表第十の二の四に掲げるものを全て満たすものをいう。なお、その留意事項は、「I002」通院・在宅精神療法の(17)に示すものと同様である。</p>	<p>(9) 「注5」に定める別に厚生労働大臣が定める要件は、特掲診療料の施設基準等別表第十の三に掲げるものを全て満たすものをいう。なお、その留意事項は、「I002」通院・在宅精神療法の(17)に示すものと同様である。</p>	
575	右	下から9行目	<p>I006-2 存在症集団療法</p> <p>(3) 平成22～24年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業において「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」の研究班が作成した、物質使用障害治療プログラムに沿って行われた場合に算定する。</p>	<p>I006-2 存在症集団療法</p> <p>(3) 平成21～24年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業において「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」の研究班が作成した、物質使用障害治療プログラムに沿って行われた場合に算定する。</p>	字句訂正
816	右	下から2行目	<p>K726 人工肛門造設術</p> <p>区分「K740」直腸切除・切断術の「4」を行った場合の人工肛門造設に係る腸管の切除等の手技料は、それぞれの所定点数に含まれ、別に算定できない。</p>	<p>K726 人工肛門造設術</p> <p>区分「K740-2」腹腔鏡下直腸切除・切断術の「3」を行った場合の人工肛門造設に係る腸管の切除等の手技料は、それぞれの所定点数に含まれ、別に算定できない。</p>	字句訂正